

伊達市大滝区簡易水道事業経営戦略

【2020年度（令和2年度）～2029年度（令和11年度）】

2020年（令和2年）4月

伊達市建設部水道課

目 次

1. 簡易水道事業経営戦略の策定にあたって	1
1) 経営戦略策定の趣旨	1
2) 経営戦略の位置づけ	2
3) 経営戦略の計画期間	2
2. 事業概要	3
1) 簡易水道事業の沿革	3
2) 事業の現況	3
(1) 給水	3
(2) 浄水施設	3
(3) 配水施設	4
(4) 管路延長	4
(5) 料金体系の概要・考え方	4
(6) 組織	5
3) これまでの主な経営健全化の取り組み	6
(1) 維持管理業務の委託	6
(2) 事業統合	6
(3) 公営企業会計への移行	6
(4) 漏水対策	6
(5) 料金未納者対策	6
4) 経営比較分析表〔2018年度（平成30年度）版〕を活用した現状分析	7
(1) 経営の健全性・効率性	7
(2) 老朽化の状況	7
表 経営比較分析表〔2018年度（平成30年度）版〕	8
3. 将来の事業環境	9
1) 給水人口の予測	9
2) 水需要の予測	9
3) 料金収入の見通し	10
4) 組織の見通し	10
4. 経営の基本方針	11
1) 基本理念	11
2) 具体的な施策	11
(1) 安心して飲める水の確保に対する施策	11
(2) 安定した水の供給・災害に強い水道システムの構築に対する施策	11
(3) 健全で持続可能な事業運営に対する施策	11
(4) 環境にやさしい水道に対する施策	11

5. 投資・財政計画（収支計画）	-----	12
1) 投資・財政計画（収支計画）の前提条件	-----	12
2) 投資・財政計画（収支計画）のうち投資についての説明	-----	13
(1) 投資の目標	-----	13
(2) 整備方針	-----	13
(3) 施設整備計画	-----	13
(4) 管路更新計画	-----	13
表 耐用年数一覧表	-----	14
表 大滝区簡易水道事業 機械設備更新計画	-----	15
3) 投資・財政計画（収支計画）のうち財源についての説明	-----	16
(1) 財源の目標	-----	16
(2) 収益的収入	-----	16
(3) 資本的収入	-----	16
4) 投資・財政計画（収支計画）のうち投資以外の経費についての説明	-----	16
(1) 職員給与費	-----	16
(2) 維持管理費	-----	16
(3) 減価償却費	-----	16
5) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	---	17
(1) 投資についての検討状況等	-----	17
(2) 財源についての検討状況等	-----	17
表 投資・財政計画（収支計画）～収益的収支	-----	18
表 投資・財政計画（収支計画）～資本的収支	-----	19
6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	-----	20
用語集	-----	21

1. 簡易水道事業経営戦略の策定にあたって

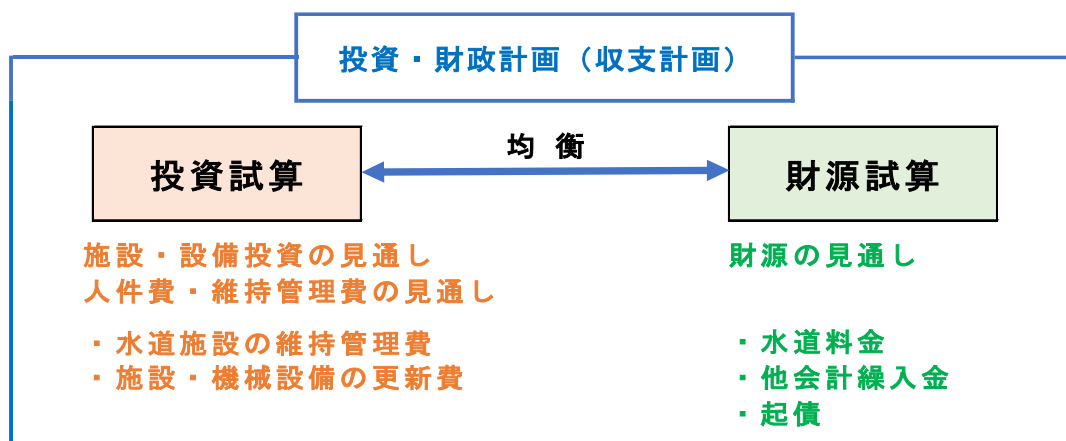
1) 経営戦略策定の趣旨

本市の大滝区簡易水道事業※1は、1970年（昭和45年）の事業認可※2による本町地区簡易水道事業に始まり、続いて北湯沢地区、優徳地区が認可され、現在は三地区が一つに事業統合され大滝区簡易水道事業となり、安全で安定した水道水の供給に努めてきました。

現在の水道事業を取り巻く環境は、水道施設や管路の老朽化による更新時期の到来や人口減少等に伴う料金収入減により厳しさを増してきています。

伊達市大滝区簡易水道事業においても例外ではなく、住民の日常生活に欠かすことのできない水の提供を将来にわたり安定的に継続することが可能となるよう、事業運営の効率化とともに健全な事業経営に努める必要があります。

本計画は、「投資試算」及び「財源試算」の将来予測や経営健全化、財源確保の具体的方策を整理し、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略※3」としてとりまとめ安定した事業経営に努めようとするものです。



【経営戦略のイメージ】

2) 経営戦略の位置づけ

本市の基本計画である「第7次伊達市総合計画」には、水道についての基本方針が盛り込まれています。

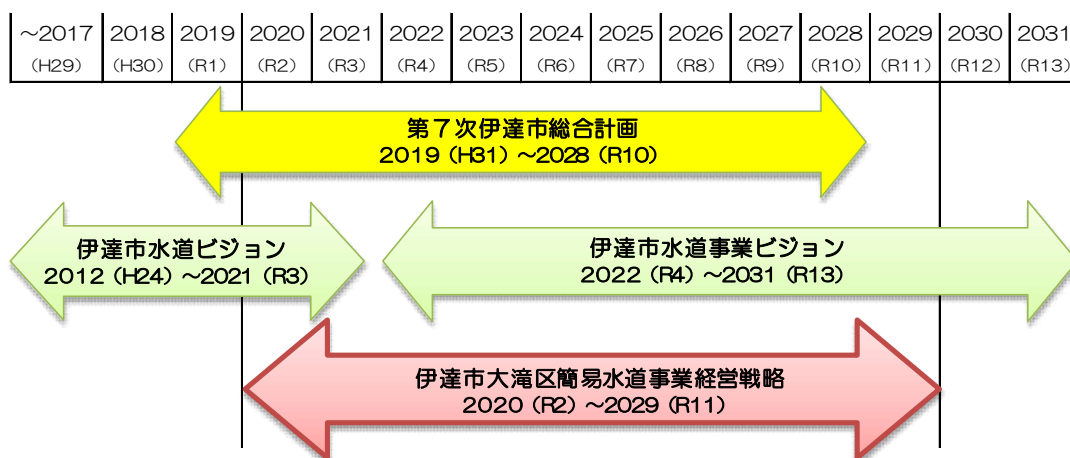
また、「伊達市水道ビジョン※4」は、本市の水道事業の運営に関する方向性及び施策の推進に関する基本的な考え方を示しています。

本経営戦略は、これら上位計画の施策や目標を実現するための経営に関する基本計画であり、中長期的な視点に立った投資・財政計画に基づく戦略的な経営を推進するものです。

3) 経営戦略の計画期間

本経営戦略の計画期間は、2020年度（令和2年度）から2029年度（令和11年度）までの10年間とします。

現行の伊達市水道ビジョンを踏襲しながら、必要に応じて見直しを行うものです。



2. 事業概要

1) 簡易水道事業の沿革

大滝区簡易水道事業は、本町地区の簡易水道事業が始まりで、1970年（昭和45年）3月末に当初認可を取得、翌1971年（昭和46年）7月に供用を開始し、その後1981年（昭和56年）、1994年（平成6年）に認可変更を行っています。

北湯沢地区の簡易水道事業は、1973年（昭和48年）3月末に当初認可を取得し、1975年（昭和50年）4月に供用を開始、その後1985年（昭和60年）に拡張による認可変更を行っています。また、優徳地区の簡易水道事業は、1979年（昭和54年）6月末に当初認可を取得、翌1980年（昭和55年）4月に供用を開始しています。

1995年（平成7年）6月には北湯沢地区と優徳地区の簡易水道事業を統合する認可変更を行い、その後2001年（平成13年）と2007年（平成19年）に拡張事業認可を行っています。

2010年（平成22年）3月には北湯沢・優徳地区簡易水道事業と本町地区簡易水道事業を事業統合し名称を「大滝区簡易水道事業」と改めました。

2018年（平成30年）4月には公営企業会計への移行を行い現在に至っています。

2) 事業の現況

(1) 給水

供用開始年月日	1971年（昭和46年）7月1日
法適（全部・財務）・非適の区分	法適（財務）
計画給水人口	1,700人
現在給水人口	816人
有収水量密度	0.48千m ³ /ha

（平成30年度末現在）

(2) 浄水施設

名称	項目	施設概要
本町浄水場※5	公称施設能力	300m ³ /日
	浄水方法	沈澱・緩速ろ過※6・塩素滅菌
優徳浄水場	公称施設能力	210m ³ /日
	浄水方法	沈澱・緩速ろ過・塩素滅菌
北湯沢浄水場	公称施設能力	1,011m ³ /日
	浄水方法	凝集沈澱・急速ろ過※7・膜ろ過※8・塩素滅菌

（平成30年度末現在）

(3) 配水施設

名 称	配水池数	種別	水 源	配水池容量
本町配水池※9	3 池	表流水	長流川水系本町川右岸	V=206m ³
			長流川水系左股川	
優徳配水池	2 池	表流水	長流川水系村雨川	V=154m ³
北湯沢配水池	2 池	表流水	長流川水系共徳川	V=941m ³
			長流川水系か ^ハ ヲサンナイ川	
計画 1 日最大給水量			1, 521m ³ /日	
1 日平均給水量			942m ³ /日	
施設利用率 (= 1 日平均給水量/計画 1 日最大給水量)			61. 2%	

(平成30年度末現在)

(4) 管路延長

名 称	延 長
導 水 管※10	2, 277m
送 水 管※11	5, 472m
配 水 管※12	29, 399m
合 計	37, 148m

(平成30年度末現在)

(5) 料金体系の概要・考え方

簡易水道事業の水道料金体系は以下のとおりです。

用途を家事用、家事用以外、浴場用に分類し、更に口径別に区分しています。料金体系は基本料金と超過料金の合計額に消費税額を加算した金額を請求する二部料金制となっています。

基本料金は、給水を行うための基本的な費用（水道施設整備費、水道メーターの取替えや水道料金の徴収などにかかる経費）となるため、用途やメーター口径により料金が変わります。超過料金は口径による区分はなく、使用水量が多くなると単価が高くなる^{ていぞう}通増制の料金体系※13を採用しています。

料金体系の概要

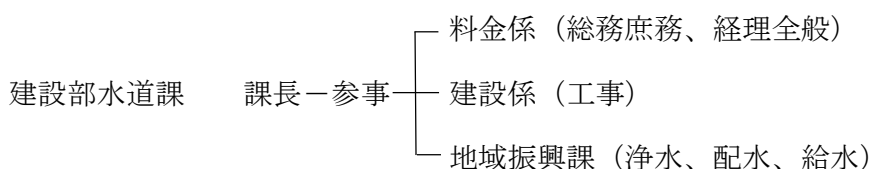
(消費税を除く)

用途	口径(mm)	基本料金		超過料金(1m ³ あたり)	
家事用	13~25	950円	8m ³ まで	9m ³ ~15m ³	130円
	40	4,150円		16m ³ 以上	160円
	50	5,880円			
家事用以外	13~25	2,000円	10m ³ まで	11m ³ ~50m ³	150円
	40	5,190円		51m ³ ~1,000m ³	190円
	50	7,380円		1,001m ³ ~5,000m ³	220円
	75	14,070円		5,001m ³	280円
	100	22,960円			
	150	66,660円			
	200	103,810円			
浴場用	区別なし	4,390円	100m ³ まで	101m ³ 以上	50円

※料金改定年月日：2017年（平成29年）4月1日（消費税のみの改定は含まない）

(6) 組織

本市の簡易水道事業は、建設部水道課及び水道課（簡易水道）の兼務発令を受ける地域振興課が担っており、水道課長、水道課参事、料金係5名、建設係5名、地域振興課4名の合計16名が簡易水道事業を運営しています。



職員数	水道課 11名、地域振興課 5名
職種	水道課 事務職員 5名、技術職員 6名 地域振興課 事務職員 4名、技術職員 1名
年齢構成	水道課 20歳代：3名、30歳代：1名、40歳代：6名、60歳代：1名 地域振興課 20歳代：1名、40歳代：1名、50歳代：3名

(平成31年4月1日現在)

3) これまでの主な経営健全化の取組み

(1) 維持管理業務の委託

浄水施設維持管理等の業務を民間業者に委託し効率化と経費削減を図っています。

(2) 事業統合

2010年度(平成22年度)に区内に2つあった簡易水道事業を事業統合し名称を「大滝区簡易水道事業」と改め運営の効率化を図りました。

2017年度(平成29年度)には水道事業との料金統一を行いました。

(3) 公営企業会計への移行

2018年(平成30年)4月に公営企業会計への移行を行いました。

これに伴い、経営状況の明確化や経営意識の向上、消費税の削減等による経営基盤の強化に取り組んでいます。

(4) 漏水対策

漏水対策として、配水量を流量計等で常に測定し監視しています。

また、漏水箇所を発見したときは、迅速に修繕を行い漏水量の削減に努めています。

(5) 料金未納者対策

収納対策については、納期限超過後も納付のない利用者に対し、督促状の送付を行い、催告書→給水停止予告書→給水停止執行通知書の順に通知を送付し、それでも納付がない場合には、給水停止の措置を行っています。

4) 経営比較分析表〔2018年度（平成30年度）版〕を活用した現状分析

(1) 経営の健全性・効率性

経営の健全化を示す「経常収支比率」は100%以上となっているものの「料金回収率」「給水原価」から給水収益で費用を賄うことが出来ず、一般会計からの繰入金によって収支不足を補填していることから、経費削減等による経営改善が必要な状況となっています。

「施設利用率」については、北湯沢地区の大口利用者における繁忙期とそれ以外の期間の水需要の差が大きいこと、「有収率」については、残留塩素濃度対策や凍結防止対策などの事業運営上の政策的な影響から改善が難しく、今後も同水準で推移するものと予測しています。

(2) 老朽化の状況

「有形固定資産減価償却率」は、法定耐用年数を迎える管路や施設の増加に伴い上昇傾向で、資産の老朽化が進行していることから経営戦略等に基づき計画的に更新を行っていきます。

「管路経年化率」は、2029年度（令和11年度）までの経営戦略の中では管路の更新は計画していないことから上昇すると予測しています。

今後は目標設定耐用年数※14による更新を行うこととし、修繕による延命化を図りながら2030年度（令和12年度）以降から計画的に更新を行う予定となっています。

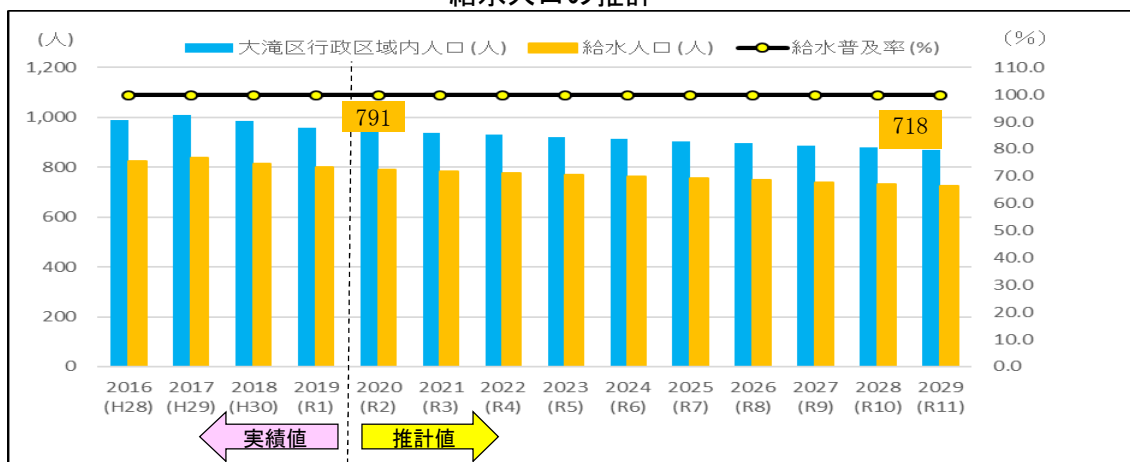
3. 将来の事業環境

1) 給水人口の予測

給水区域内人口※15×給水普及率※16により給水人口※17を推計した結果は以下のとおりです。

計画期間最終年度である2029年度（令和11年度）では給水人口は718人となり、10年間で70人程度の減少を予測しています。

給水人口の推計



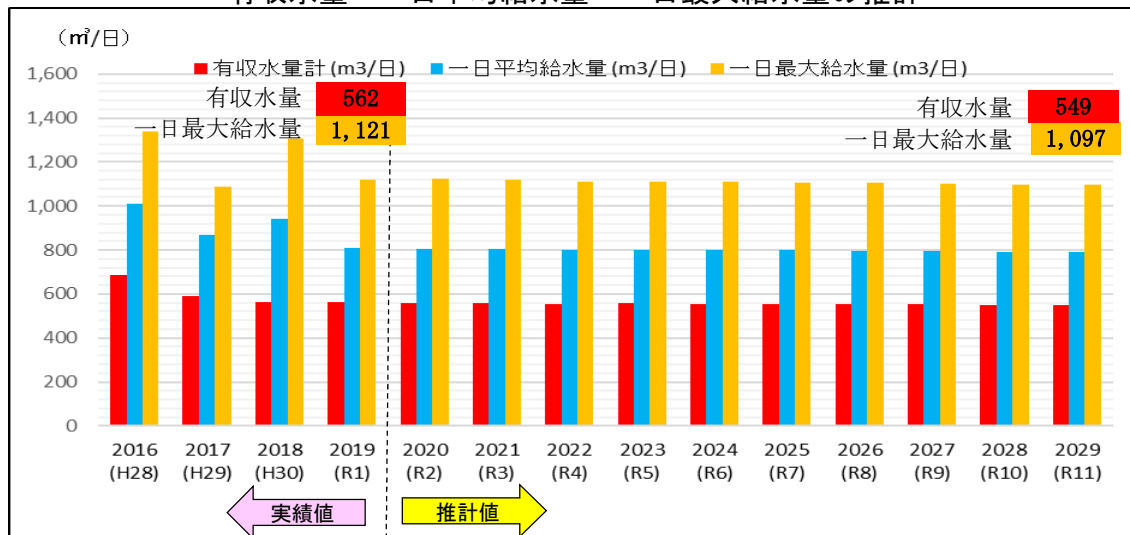
※給水人口については「伊達市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」に基づき予測しています。

2) 水需要の予測※18

有収水量※19、一日平均給水量※20、一日最大給水量※21の推計結果は以下のとおりです。給水人口の減少に伴い家事用の給水量も減少傾向と予測しています。

一方で家事用以外は大口利用者の使用状況に大きく影響され、料金統一の際は節水意識などから大きく減少したものの、その後は安定しており、今後は横ばいで推移するものと予測したことから、全体的に給水量は緩やかに減少する見通しです。

有収水量・一日平均給水量・一日最大給水量の推計



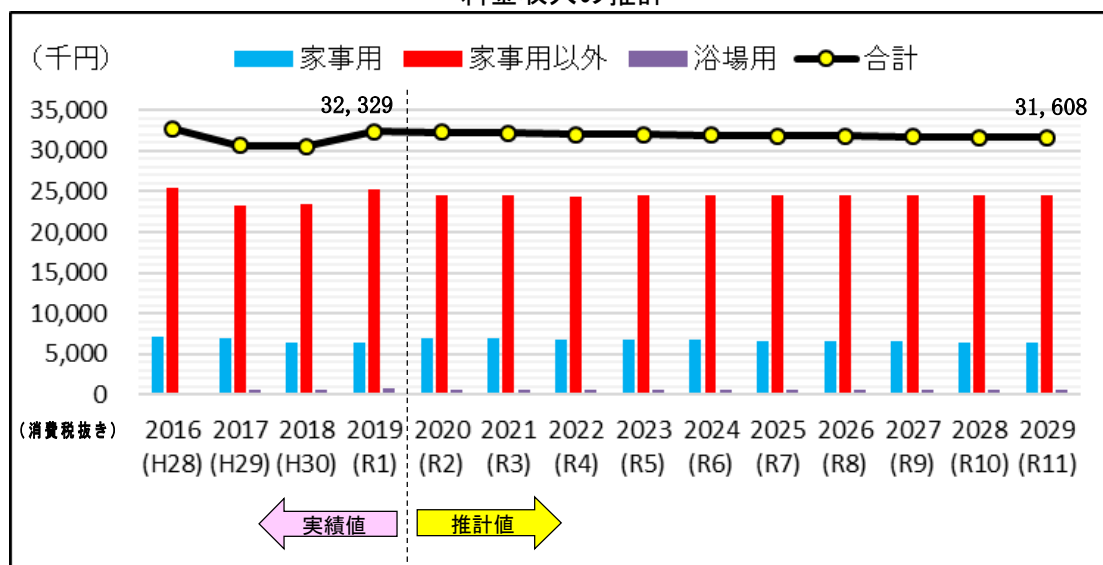
3) 料金収入の見通し

簡易水道料金収入の推計結果については以下のとおりです。

2017年度（平成29年度）に水道事業との料金統一を図り、経過措置を設けたことから2020年度（令和2年度）までは増加するものと予測されますが、それ以降は水需要の予測同様に、家事用は減少傾向となり、家事用以外は横ばいで推移していくと予測されます。

計画期間最終年度の2029年度（令和11年度）では3,160万8千円が推計されており、全体的に料金収入は緩やかに減少すると予測しています。

料金収入の推計



4) 組織の見通し

これまで業務の見直しや各種業務の民間委託により、事業の効率化と経費削減に努めてきました。

今後は、公営企業会計の移行による業務量の増加や老朽化した施設や機械設備の更新等による事業量の増加が見込まれる中で、適切な人員配置を行うとともに技術や事務業務の継承が確実に行われる体制を維持していきます。

4. 経営の基本方針

1) 基本理念

伊達市大滝区簡易水道事業では、伊達市水道ビジョンにおいて定めた基本理念『人と自然にやさしい水道』に基づき、安心・安全に飲める水を安定的に供給しながら経営基盤を強化し、ライフラインとしての役割を充実させていきます。

基本理念～ 『人と自然にやさしい水道』

また、基本理念を実現するための具体的な施策として、基本方針を以下のとおりとします。

- 基本方針～
- 安心して飲める水の確保
 - 安定した水の供給・災害に強い水道システムの構築
 - 健全で持続可能な事業運営
 - 環境にやさしい水道

2) 具体的な施策

(1) 安心して飲める水の確保に対する施策

河川水対策等により良質な原水確保を行い、安心して飲める水道の供給を目指します。

また、残留塩素濃度0.4mg/ℓ以下を目標とし「おいしい水」の供給に努めます。

(2) 安定した水の供給・災害に強い水道システムの構築に対する施策

水需要にあった施設の再編を行い、老朽化した水道施設に対して、給水の安定性を確保するために計画的な更新を実施します。

(3) 健全で持続可能な事業運営に対する施策

建設投資額を考慮した10年間の詳細な事業計画を作成し、水道料金や借入額を調整し健全な経営を維持することに努めます。

(4) 環境にやさしい水道に対する施策

水源の定期的な維持管理や水源周辺の開発行為等の監視により、水源水質や水量の保全に努めます。

5. 投資・財政計画（収支計画）

1) 投資・財政計画（収支計画）の前提条件

投資・財政計画（収支計画）の前提条件は以下のとおりです。

前提条件			
収益的 収支 ※22	収益的 収入	料金収入	過年度の3年平均値に対し人口減少率により算定 ※家事用以外における収入については、人口減少率ではなく別途予測値で算定
		その他営業収益	過年度の実績値に増加分を加えて算定
		補助金	収益的収支の不足額分を計上
		長期前受金戻入※23	過年度の実績値を踏まえて算定
		その他営業外収益	繰出基準に基づく利息償還分に雑収益等を加えて算定
	収益的 支出	職員給与費	現状の職員数を維持して算定
		経費（動力費、修繕費、材料費）	過年度の3年平均値にて算定
		経費（その他）	過年度の3年平均値にて算定
		減価償却費※24	投資計画を踏まえて算定
		支払利息	既発債：年度別償還予定額による 新発債：半年賦元利均等償還・年利率0.2%で算定
		その他営業外費用	過年度の実績値を踏まえて算定
資本的 収支 ※25	資本的 収入	企業債	起債対象事業費から算定
		他会計出資金	繰出基準に基づき算定
	資本的 支出	建設改良費※26	更新計画に基づき算定
		企業債償還金	償還期間に基づき算定

※投資・財政計画（収支計画）の一覧表は、P18・19に掲載しています。

2) 投資・財政計画（収支計画）のうち投資についての説明

(1) 投資の目標

将来にわたって安心・安全な水を供給するため、施設の更新・改修を進めます。

(2) 整備方針

施設の重要度や老朽度から更新・改修の優先順位を決定します。また、維持・補修により延命化を図るとともに、目標設定耐用年数を基準として計画的に施設の更新・改修を進めます。

(3) 施設整備計画（※年度別の更新計画は、P15を参照）

①浄水・配水施設

2013年度（平成25年度）に実施した水不足解消事業を最後に、当面は新たな水道施設の建設予定はありません。

また、各浄水場のろ過池、配水池、浄水池等の施設の更新については、点検や補修を実施しながら延命化を図ります。

②計測機器・電気設備等

目標設定耐用年数を経過した老朽化している計測機器・電気設備等については、その重要度や老朽度から判断して更新を進めます。

また、目標設定耐用年数経過前でも不具合が頻発する機器類は更新の対象とします。

(4) 管路更新計画

本市の管路（導水管、送水管、配水管）の法定耐用年数※27(40年)を経過している割合は15.8%となります。

管路は、目標設定耐用年数による更新としており、過去の漏水件数も少ないことから、計画期間中は補修による延命化を図り、2030年度（令和12年度）以降から計画的に更新を進めます。

※本市の法定耐用年数40年を経過している管路は以下のとおりです。

名 称	延 長	法定耐用年数(40年) 経過管延長	経過割合
導水管	2,277m	35m	1.5%
送水管	5,472m	0m	0.0%
配水管	29,399m	5,827m	19.8%
合 計	37,148m	5,862m	15.8%

(平成30年度末現在)

耐用年数一覧表

【施設】

施設	分類	法定 耐用年数	目標設定 耐用年数
土木	構造物、浄水施設	60	70
建築	建物（鉄骨鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリート）	50	70
付帯施設	フェンス	10	20
	門扉	15	30
機械	ポンプ設備	15	30
	滅菌設備	10	25
	薬品注入設備	7	15
	膜ろ過設備	12	12
	沈澱・ろ過池機械設備	20	30
電気・計装	受変電・配電設備	20	40
	非常用電源設備	20	40
	流量計、水位計、水質計器	10	25
	監視制御設備、伝送装置	9	23

【管路】

管種	法定 耐用年数	目標設定 耐用年数
ダクタイル鋳鉄管(NS形)	40	80
ダクタイル鋳鉄管(K形) 良地盤	40	70
ダクタイル鋳鉄管(上記以外、A形、T形)	40	60
硬質塩化ビニール管(RRロング継手)	40	60
硬質塩化ビニール管(RR継手)	40	50
硬質塩化ビニール管(上記以外)	40	40
ポリエチレン管(高密度 熱融着継手)	40	60
ポリエチレン管(上記以外)	40	40

大滝区簡易水道事業 施設整備更新計画

(単位：千円)

施設	工事等内容	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	合計
本町浄水場	計装盤・動力盤等更新					40,766						40,766
優徳浄水場	浄水残留塩素計更新		2,200									2,200
	浄水池水位計更新	847										847
	除湿乾燥機購入	297										297
	浄水残留塩素計更新		2,200	2,200								4,400
北湯沢浄水場	逆洗ポンプ更新			880								880
	膜ろ過装置更新						8,800	8,800				17,600
	取水流量計更新								1,540	1,540		3,080
	配水流量計更新										1,221	1,221
大滝総合支所	中央監視装置更新											23,870
	年度合計	1,144	4,400	3,080	23,870	40,766	8,800	8,800	1,540	1,540	1,221	95,161

3) 投資・財政計画（収支計画）のうち財源についての説明

(1) 財源の目標

今後10年間においては人口減少による料金収入の減少が想定されます。

一般会計からの繰入金による補てんを要する状況に変化はないものの、効率的な運営による経費削減や起債償還額の低減を進めることで、繰入金を抑制し経営の健全化に努めます。

(2) 収益的収入

収益的収入は「営業収益」と「営業外収益」の2つに区分されます。

「営業収益」の内訳は、料金収入が大半を占めており、それ以外に手数料を含んでいます。

料金収入は、2020年度（令和2年度）で3,227万円、2029年度（令和11年度）で3,160万8千円と推計しており、10年間の減少率は2.1%と予測しています。

「営業外収益」の内訳は、他会計補助金、長期前受金戻入、それ以外に他会計負担金となっています。

他会計補助金は減価償却費の増加に伴い2024年度（令和6年度）から増加となり、他会計負担金は起債償還利子の減少に伴い減少傾向となります。

(3) 資本的収入

収益的収入は、他会計出資金と企業債で占めており建設改良費と企業債償還金の財源となっています。

4) 投資・財政計画（収支計画）のうち投資以外の経費についての説明

(1) 職員給与費

現行の職員数に応じて給与費を推計しています。

(2) 維持管理費

委託料、修繕費、動力費等の維持管理経費は、直近3年間の平均値で推計しています。

(3) 減価償却費

2023年度（令和5年度）、2024年度（令和6年度）の建設改良費の増加に伴い、2024年度（令和6年度）以降増加傾向となります。

5) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1) 投資についての検討状況等

①施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング※28）

給水人口の減少による水需要の状況を踏まえ、施設・設備の休止又は廃止の検討を進めます。

また、将来的な水道事業との事業統合に向けて協議します。

②施設・設備の長寿命化等の投資の平準化

老朽化した施設は、維持・補修を行いながら延命化を図ります。

③広域化

将来的に給水収益が減少し限られた職員数で事業運営を行わなくてはならないことが予想されるため、広域化についても検討を行い効率的な事業運営を目指していく必要があります。

北海道が主催する検討会に参加し、他自治体とともに広域化における必要性やメリットについて協議・検討を進めます。

④民間の資金・ノウハウ等の活用

現在のところ導入の計画はありませんが、今後の状況によっては制度や費用対効果等の情報収集を行い検討することとします。

(2) 財源についての検討状況等

①料 金

現在の料金体系を維持することとしますが、今後の状況によっては料金統一を行った水道事業とともに、料金改定の必要性や実施時期について検討することとします。

②企業債

施設整備更新計画に基づき、2023年度（令和5年度）、2024年度（令和6年度）に企業債の借り入れを予定しています。

③繰入金

一般会計からの繰入金は、地方公営企業繰出金の通知に基づき、基準に該当する基準内と基準外の繰入があります。料金収入の減少が予測される中、経費の削減等により基準外繰入金の減少に努めます。

投資・財政計画（収支計画）～収益の収支

区分	年度	(単位:千円、%)										
		2018年度 (平成30年度) 決算	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)
収益	1. 営業収益	30,638	32,367	32,374	32,282	32,076	32,122	32,036	31,917	31,839	31,773	31,712
	(1) 料収入	30,572	32,329	32,270	32,178	31,972	32,018	31,932	31,813	31,735	31,669	31,608
	(2) 受託工事収益	66	38	104	104	104	104	104	104	104	104	104
収益	2. 営業外収益	50,667	56,277	54,089	52,439	52,093	51,402	54,198	59,884	59,528	59,196	58,775
	(1) 補助金	42,011	48,028	46,583	45,357	45,542	45,292	48,686	55,252	55,072	55,137	55,199
	(2) 長期前受金戻金	8,656	8,249	7,506	7,082	6,551	6,100	5,510	4,672	4,456	4,059	3,576
収益	3. その他収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(1) 収入	81,305	88,644	86,463	84,721	84,169	83,524	86,234	91,801	91,367	90,969	90,487
	(2) 費用	72,554	77,050	76,067	75,207	75,406	75,566	78,671	85,050	84,929	84,642	84,272
支出	1. 職員給与	10,623	11,537	11,592	11,592	11,592	11,592	11,592	11,592	11,592	11,592	11,592
	(1) 退職給付	4,987	5,180	5,175	5,175	5,175	5,175	5,175	5,175	5,175	5,175	5,175
	(2) 経費	5,636	6,357	6,417	6,417	6,417	6,417	6,417	6,417	6,417	6,417	6,417
支出	2. 経費	25,039	28,716	28,459	28,263	28,346	28,335	28,295	28,312	28,305	28,308	28,308
	(1) 動力	3,640	3,648	3,413	3,468	3,468	3,429	3,435	3,430	3,430	3,428	3,429
	(2) 修繕費	175	1,585	868	848	868	867	874	869	870	871	870
支出	3. その他	21,177	23,283	23,978	23,747	23,792	23,839	23,839	23,813	23,805	23,809	23,809
	(1) 減価償却	36,892	36,787	36,016	35,352	35,468	35,639	38,784	44,822	45,146	44,742	44,372
	(2) 営業外費用	8,277	11,594	10,396	9,514	8,763	7,958	7,583	7,490	6,751	6,438	6,215
特別	1. 支払利息	8,096	7,271	6,414	5,601	4,797	3,970	3,230	2,540	1,761	1,453	1,208
	(1) 支払利息	181	4,323	3,982	3,913	3,966	3,988	4,333	4,950	4,985	4,936	5,007
	(2) その他	80,831	88,644	86,463	84,721	84,169	83,524	86,234	92,210	91,801	90,969	90,487
特別	2. 特別損益	824	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(1) 特別損益	824	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 特別損益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流動	1. 営業活動	△350	△350	△350	△350	△350	△350	△350	△350	△350	△350	△350
	(1) 営業活動	9,920	7,205	8,563	8,563	8,110	8,412	8,361	8,356	8,337	8,329	8,341
	(2) 営業活動	4,998	1,390	3,194	2,994	2,593	2,994	2,927	2,838	2,919	2,895	2,884
流動	2. 投資活動	49,945	41,691	36,664	37,445	38,273	41,366	43,820	14,678	14,259	14,381	14,506
	(1) 投資活動	39,947	37,247	33,460	34,257	35,078	38,172	40,629	11,486	11,067	11,189	11,314
	(2) 投資活動	4,239	3,490	3,204	3,188	3,195	3,194	3,191	3,192	3,192	3,192	3,192
流動	3. 資金の運用	△1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(1) 資金の運用	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 資金の運用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化	1. 健全化	30,638	32,367	32,374	32,282	32,076	32,122	32,036	31,917	31,839	31,773	31,712
	(1) 健全化	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 健全化	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化	2. 健全化	22,720	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(1) 健全化	30,638	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 健全化	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化	3. 健全化	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(1) 健全化	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 健全化	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

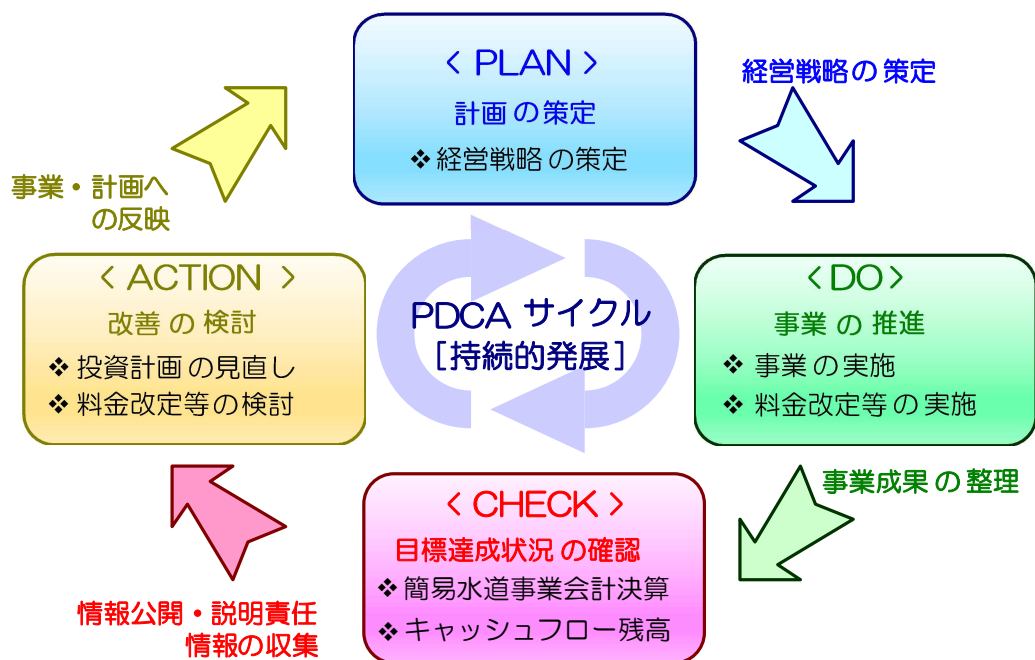
投資・財政計画（収支計画）～資本的収支

区分	年度	（単位：千円）														
		2018年度 （平成30年度） 決算	2019年度 （令和元年度）	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）	2025年度 （令和7年度）	2026年度 （令和8年度）	2027年度 （令和9年度）	2028年度 （令和10年度）	2029年度 （令和11年度）			
資本的収入	1. 企業費平準化債 うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	23,000	40,000	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	10,488	13,494	13,895	14,692	15,133	17,322	20,591	19,872	11,919	6,042	5,784	5,911	0	0	0
資本的支出	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収入	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国（都道府県）補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収入	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収入	9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	10,488	13,494	13,895	14,692	15,133	40,322	60,591	19,872	11,919	6,042	5,784	5,911	0	0	0
資本的収入	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収入	純計 (A)-(B)	10,488	13,494	13,895	14,692	15,133	40,322	60,591	19,872	11,919	6,042	5,784	5,911	0	0	0
	(C)	10,488	13,494	13,895	14,692	15,133	40,322	60,591	19,872	11,919	6,042	5,784	5,911	0	0	0
資本的支出	1. 建設改良費	10,397	1,739	2,105	6,345	6,899	24,817	42,171	11,161	11,378	2,986	2,501	3,166	0	0	0
	うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的支出	2. 企業償還金	38,206	39,947	37,247	33,460	34,257	35,078	38,172	40,629	21,562	11,486	11,067	11,189	0	0	0
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的支出	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収入	計	48,603	41,686	39,352	39,805	41,156	59,895	80,343	51,790	32,940	14,472	13,568	14,355	0	0	0
	(D)	48,603	41,686	39,352	39,805	41,156	59,895	80,343	51,790	32,940	14,472	13,568	14,355	0	0	0
資本的収入	資本的収入額が資本的支出額に不足する額	38,115	28,192	25,457	25,113	26,023	19,573	19,752	31,918	21,021	8,430	7,784	8,444	0	0	0
	(E)	38,115	28,192	25,457	25,113	26,023	19,573	19,752	31,918	21,021	8,430	7,784	8,444	0	0	0
補填財源	1. 損益勘定留保資金	32,732	28,192	25,457	25,113	26,023	19,573	19,752	31,918	21,021	8,430	7,784	8,444	0	0	0
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補填財源	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	5,383	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補填財源	計	38,115	28,192	25,457	25,113	26,023	19,573	19,752	31,918	21,021	8,430	7,784	8,444	0	0	0
	(F)	38,115	28,192	25,457	25,113	26,023	19,573	19,752	31,918	21,021	8,430	7,784	8,444	0	0	0
補填財源	補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他企業	他会計借入金残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他企業	企業債残高	335,034	295,087	257,840	224,380	190,123	178,045	179,873	139,244	117,682	106,196	95,129	83,940	0	0	0
	(H)	335,034	295,087	257,840	224,380	190,123	178,045	179,873	139,244	117,682	106,196	95,129	83,940	0	0	0
○他会計繰入金		（単位：千円）														
区	年度	2018年度 （平成30年度） 決算	2019年度 （令和元年度）	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）	2025年度 （令和7年度）	2026年度 （令和8年度）	2027年度 （令和9年度）	2028年度 （令和10年度）	2029年度 （令和11年度）			
		45,847	51,513	49,702	48,099	47,896	47,246	50,283	56,470	56,132	55,799	55,803	55,803			
収益的収支	うち基準内繰入金	3,836	3,485	3,119	2,742	2,354	1,954	1,597	1,264	880	727	666	604			
	うち基準外繰入金	42,011	48,028	46,583	45,357	45,542	45,292	48,686	55,206	55,252	55,072	55,137	55,199			
資本的収支	うち基準内繰入金	10,488	13,494	13,895	14,692	15,133	17,322	20,591	19,872	11,919	6,042	5,784	5,911			
	うち基準外繰入金	10,488	13,494	13,895	14,692	15,133	17,322	20,591	19,872	11,919	6,042	5,784	5,911			
合計	計	56,335	65,007	63,597	62,791	63,029	64,568	70,874	76,342	68,051	61,841	61,587	61,714			
	(H)	56,335	65,007	63,597	62,791	63,029	64,568	70,874	76,342	68,051	61,841	61,587	61,714			

6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

目標の達成と事業の計画的・効率的な実行のためには、PDCAサイクル※29に基づく適切な事後検証が必要となります。

計画期間内は毎年度進捗管理（モニタリング）を行い経営状況を確認し、収支計画との乖離や内容の整合性を検証するとともに、必要に応じて見直し（ローリング）を行います。



用語集

※1 簡易水道事業（かんいすいどうじぎょう）

簡易水道事業の用に供する水道をいい、計画給水人口が5,000人以下の水道をいう。

※2 事業認可（じぎょうにんか）

水道事業・水道用水供給事業を經營しようとする際に、厚生労働大臣又は都道府県知事から受ける認可をいう。事業認可は、行政法上の公企業の特許に相当するもので、認可を受けないと法の保護を受けることができない。また、事業の内容を変更する場合にも、変更認可申請を行う必要がある。

※3 経営戦略（けいえいせんりやく）

2014年（平成26年）8月に総務省が通知した「公営企業の経営に当たっての留意事項について」により、公営企業に策定が求められている経営の基本計画。公営企業が安定して事業を継続するために、中長期的な視点で経営の健全化を実現するためのもの。

※4 水道ビジョン（すいどうびじょん）

安全な水を安定的に供給するため、水道事業の現状の課題を抽出し、具体的な施策を実施できるよう目指すべき将来像や目標を設定し、その実現方法を示したもの。

※5 浄水場（じょうすいじょう）

浄水処理（水道水の精製。精製された水を浄水とといいます。）に必要な設備がある施設。原水水質により浄水方法が異なるが、一般に浄水場内の施設として、着水井、凝集池、沈澱池、ろ過池、薬品注入設備、消毒設備、浄水池、排水処理施設、管理室などがある。

※6 緩速ろ過（かんそくろか）

緩速ろ過法は、1日4～5mの遅い速度でろ過し、そのとき砂層表面や砂層内部に増殖した藻類や細菌などの生物によってつくられた粘質の膜（生物ろ過膜）によって水中の不純物を除去する方法である。

緩速ろ過池はその処理を行うための施設。

※7 急速ろ過（きゅうそくろか）

急速濾過法は、原水中の懸濁物質を化学薬品である凝集剤を用いてまず凝集沈澱処理し、残りの濁質を1日120～150mの速い速度の急速濾過池で濾過し除去する方法であり、その処理を行うための施設のこと。

※8 膜ろ過（まくろか）

逆浸透膜、限外濾過膜、精密濾過膜、イオン交換膜、透析膜などにより水中の不純物を分離する処理方法。凝集などの前処理をしないで、原水をこれらの膜に通すことで清浄な水を得ることができる。

※9 配水池（はいすいち）

給水区域の需要量に応じて適切な配水を行うために、浄水を一時貯える池。配水池容量は、一定している配水池への流入量と時間変動する給水量との差を調整する容量、及び配水池より上流側の事故発生時にも給水を維持するための容量及び消火用水量を考慮し、一日最大給水量の12時間分を標準としている。

※10 導水管（どうすいかん）

水道施設のうち、取水施設を経由した水を浄水場まで導く管路施設。

※11 送水管（そうすいかん）

浄水場から配水池までに浄水を送る管路施設。

※12 配水管（はいすいかん）

配水池から給水施設まで、浄水を送るための管路。

※13 逦増制の料金体系（ていぞうせいのりょうきんたいけい）

従量料金について、使用水量が多くなるほど1 m³当たりの料金が段階的に高くなる料金体系のこと。主に消費の抑制や小口使用への配慮を目的としている。

※14 目標設定耐用年数（もくひょうせっていいたいようねんすう）

地方公営企業法施行規則において、水道施設毎に減価償却費を算定するため法定耐用年数が定められているが、水道施設には法定耐用年数を超えても十分に使用できるものがあるため、独自に定めた施設毎の目標とする使用年数。

この年数に基づき計画的な更新を実施していくこととしている。

※15 給水区域内人口（きゅうすいくいきないじんこう）

水道事業者が認可を受け、一般の需要に応じて給水サービスを行うこととした区域内の居住人口のこと。

※16 給水普及率（きゅうすいふきゅうりつ）

給水区域内の人口に対する水道を利用している人口の割合。

※17 給水人口（きゅうすいじんこう）

給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口をいう。給水区域外からの通勤者や観光客は給水人口には含まれない。水道法に規定する給水人口は、事業計画において定める給水人口（計画給水人口）をいう。

※18 水需要の予測（みずじゅようのよそく）

過去の給水実績に基づき、社会・経済の動向や都市の特性に留意し、将来の需要水量を推計すること。

※19 有収水量（ゆうしゅうすいりょう）

料金徴収の対象となった水量及び他会計等から収入のあった水量。料金水量、他水道事業への分水量、そのほか公園用水、公衆便所用水、消防用水などで、料金としては徴収しないが、他会計から維持管理費としての収入がある水量をいう。

※20 一日平均給水量（いちにちへいきんきゅうすいりょう）

年間総給水量を年日数で除したものを一日平均給水量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）といい、これを給水人口で除したものを一人一日平均給水量（ $\text{L}/\text{人}/\text{日}$ ）という。

※21 一日最大給水量（いちにちさいだいきゅうすいりょう）

年間の一日給水量のうち最大のものを一日最大給水量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）といい、これを給水人口で除したものを一人一日最大給水量（ $\text{L}/\text{人}/\text{日}$ ）という。

※22 収益的収支（しゅうえきてきしゅうし）

企業の経常的経営活動に伴い発生する収入とこれに対応する支出をいう。資金的収入及び支出とともに、予算事項の一つである「予定収入及び予定支出の金額」を構成する（地公企令17条1項2号）。収益的収入には給水サービスの提供の対価である料金などの給水収益のほか、土地物件収益、受取利息などを計上し、収益的支出には給水サービスに必要な人件費、物件費、支払利息などを計上する。発生主義に基づいて計上されるため、収益的支出には減価償却費などのように現金支出を伴わない費用も含まれる。

※23 長期前受金戻入（ちょうきまえうけきんれいにゅう）

減価償却が取得経費を使用期間全体に費用を割り振る一方、自己資金以外の国庫補助金等の財源を収益として割り振ることです。長期前金戻入は、あくまでも帳簿上の処理で、収益上、実際の現金収入はありません。

※24 減価償却費（げんかしょうきゃくひ）

固定資産は、使用によってその経済的価値を減少していくが、この減少額を毎事業年度の費用として配分すること。

減価償却は、取得原価を耐用年数にわたって徐々に費用化するものであるが、一定の方法により計画的、規則的に行わなければならない（地公企則6条）。これによって固定資産に投下された資本を回収するもので、この計上額が企業内に留保されるという財務的効果が現れる。

※25 資本的収支（しほんてきしゅうし）

収益的収入及び支出に属さない収入・支出のうち現金の収支を伴うもので、主として建設改良及び企業債に関する収入及び支出である。収益的収支とともに予算事項の一つである「予定収入及び予定支出の金額」を構成する（地公企令17条1項2号）。

資本的収入には企業債、出資金、国庫補助金などを計上し、資本的支出には建設改良費、企業債償還金などを計上する。

資本的収入が支出に対して不足する場合には、損益勘定留保資金などの補てん財源で補てんするものとされている。

※26 建設改良費（けんせつかいりょうひ）

資本的支出として4条予算に計上される、固定資産の新規取得またはその価値の増加のために要する経費で、経営規模の拡充を図るために要する諸施設の建設整備などのためのものである。

※27 法定耐用年数（ほうていたいようねんすう）

地方公営企業法施行規則に定められている施設毎に、減価償却費を算定するための期間（年数）のこと。

※28 ダウンサイジング（だうんさいじんぐ）

人口減少などにより将来の水需要の減少が予測される中、将来的に必要な供給能力に見合う施設サイズに合わせていくために、抜本的な施設規模の適正化を図る手法。

※29 PDCA サイクル（ぴーでいーしーえーさいくる）

マネジメントサイクルの1つで、計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）のプロセスを順に実施する。このらせん状のプロセスを繰り返すことによって、品質の維持・向上および継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法がPDCAサイクルである。

伊達市大滝区簡易水道事業経営戦略

発行 2020年（令和2年）4月

編集 伊達市建設部水道課

〒052-0024

北海道伊達市鹿島町20番地1

TEL (0142) 82-3297

FAX (0142) 21-2170

Mail suido@city.date.hokkaido.jp